

落して異見をくはへしにその誠のとぎたるにや、狂氣せし者も、しばしは慎みてぞ居たりける、一族の者も林助に妻をむかへ、小太郎がおひ立ぬるまで、うしろみくれよと頼みけるに、妻子に惑ひて、あらぬ心の出んものはかりがたしはや十二にもなり給ひければやがて相續させまいらせんとて、妻をも迎へざりしとぞ、このよし村の者より訴へければ寛政元年十二月、領主より米をあたへて賞しけり、

〔孝義錄六 武藏〕忠義者佐次郎

佐次郎は江戸麴町平川町壹丁目にすめる質屋九兵衛が下人なり、或とき京極何がしの家の足輕左兵衛といふもの、筋正しからぬ品を持來り、佐次郎によりて質入せんとす、佐次郎何ごゝろなく、主人の藏におさめ置例の金出しやりしが、其品の筋よからぬ事あらはれて非常の事あらたむる事をつかさどれる、長谷川平藏のもとへ、九兵衛玄ばくよばれて、尋ねなどうけしを、佐次郎いたくうれへしが、こはみづからのはからひにて、さらに主人の死れる處にあらず、此事はやぐ長谷川家へことばかりて、主人のわざはひゆるめ給へと、こまくと書つけ置て、其身はひとりぐびれ死せり市町の事うけ給はれる池田筑後守より、九兵衛が罪の淺さふかさは玄らす、佐次郎が忠死によりて、其つみを宥め彼が父へ賜ありてんやと聞えあげしに、もとより九兵衛が死れる事にしもあらねば、寛政四年八月さゝはりなくゆるし、父富右衛門には銀を下して、佐次郎が忠を賞し給ひき、

〔近世畸人傳一〕若狭綱子

若狭の國小濱の府下に、病狼あれたることありしに、某士のうちに使る、小女、十四五歳にて綱といへるが、主の幼兒を背に負て、そのわたりに遊びける時、彼狼不意に走来てとびつきけるを、綱は急に己が裾をまくりて背の子をおほひ、うつぶしになりたる時、狼は綱女が尻へ喰付ぬ、さ